令和２年６月八戸市議会定例会

提　出　議　案

6 月 市 議 会 定 例 会 に 付 議 す べ き 事 件

議案第85号　令和２年度八戸市一般会計補正予算 …… 別冊

議案第86号　令和２年度八戸市学校給食特別会計補正予算 …… 別冊

議案第87号　令和２年度八戸市介護保険特別会計補正予算 …… 別冊

議案第88号　八戸市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて …… 5

議案第89号　人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて …… 17

議案第90号　八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 21

議案第91号　八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 23

議案第92号　八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 27

議案第93号　八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について …… 29

議案第94号　八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について …… 31

議案第95号　八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について …… 33

議案第96号　八戸市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 35

議案第97号　八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 37

議案第98号　八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について …… 39

議案第99号　八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について …… 41

議案第100号　八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 43

議案第101号　八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について …… 47

議案第102号　八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 49

議案第103号　八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について …… 51

議案第104号　八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 55

議案第105号　八戸都市計画事業八戸駅西土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について …… 57

議案第106号　八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 59

議案第107号　処分事件の報告及びその承認を求めることについて …… 61
（令和２年度八戸市一般会計補正予算の処分）

議案第108号　（仮称）八戸市総合保健センター建設事業外構工事請負の一部変更契約の締結について …… 63

議案第109号　指定ごみ袋の買入れについて …… 65

議案第110号　公有水面の埋立てに係る意見について …… 67

議案第88号

八戸市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

八戸市農業委員会の委員に別紙の者を任命することについて同意を求める。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため同意を求めるものである。

氏　名　　赤坂英夫
明戸政勝
阿達福壽
狄守文宏
内沢　豊
籠田悦子
加藤浩幸
木村武美
澤向敏一
寺沢和則
長根昭男
中村正記
西野茂雄
橋場　孝
馬場　豊
松橋剛志
三浦　豊
村上正憲
谷地秀典

議案第89号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

２人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏　名　　成　田　秀　子

　　元　沢　正　光

議案第90号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る個人市民税の寄附金税額控除等の特例の創設、軽自動車税における環境性能割の臨時的軽減の適用期限の延長、認定先端設備等導入計画に従って中小事業者等が取得した事業用家屋等に係る固定資産税の課税標準の特例に関する規定の整備その他所要の改正をするためのものである。

八戸市市税条例の一部を改正する条例

第１条　八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第８条中「法附則第15条から第15条の３の２まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の３の２まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第８条の２に次の１項を加える。

17　法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第13条の２中「令和２年９月30日」を「令和３年３月31日」に改める。

第２条　八戸市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第８条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第８条の２第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の２条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第22条　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第５条第４項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第21条の６の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第23条　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合における附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年１月１日から施行する。

議案第91号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「における」を「（附則第１条の４第５項及び第６項において単に「事故発生日」という。）における」に改める。

第７条の２第２項第１号中「165,150円」を「166,950円」に改め、同項第２号中「70,790円」を「72,990円」に改め、同項第３号中「82,580円」を「83,480円」に改め、同項第４号中「35,400円」を「36,500円」に改める。

附則第１条の４第５項及び第６項中「100分の５」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「

6,198円	7,955円	9,580円
5,225円	6,203円	6,880円

」を「

6,245円	8,003円	9,608円
5,263円	6,240円	6,900円

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第７条の２第２項の規定は、令和２年４月１日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

３　新条例附則第１条の４第５項及び第６項（これらの規定を新条例附則第２条第４項において準用する場合を含む。）の規定は、新条例第２条第２項に規定する事故発生日（以下「事故発生日」という。）が令和２年４月１日以後である障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金（以下「前払一時金」という。）について適用し、事故発生日が同日前である前払一時金については、なお従前の例による。

４　新条例別表の規定は、平成31年４月１日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並び

に同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

5　令和2年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。

6　平成31年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

議案第92号

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

地域再生法第17条の６の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等の対象となる特別償却設備の新設等に係る期限の起算日である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日の期限を延長するためのものである。

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「平成32年３月31日」を「令和４年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第93号

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者に対する連携施設の確保に係る基準を緩和するためのものである。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第42条第４項を次のように改める。

４　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　市長が、児童福祉法第24条第３項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

⑵　特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第５項中「前項」の次に「（第２号に係る部分に限る。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第94号

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等に対する連携施設の確保に係る基準を緩和し、保護者の疾病等による居宅訪問型保育の提供に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項を次のように改める。

４　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　市長が、法第24条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

⑵　家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第６条第５項中「前項」の次に「（第２号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第４号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第６条第４項」を「第６条第５項」に改め、「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第95号

八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

修学資金の貸与の対象となる保育士養成施設の範囲を市外に拡大し、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

八戸市保育士修学資金貸与条例（平成30年八戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第１条中「市内の養成施設」を「養成施設」に改める。

第３条中「市内の」を削り、「より」の次に「、予算の範囲内で」を加える。

第７条第１項中「従事した場合」の次に「（１日の所定労働時間が６時間以上で、かつ、１月の所定労働日数が20日以上の保育士として業務に従事した場合に限る。以下同じ。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第96号

八戸市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、心身障害者医療費の受給資格における65歳以上の心身障害者の要件について所要の改正をするとともに、生活保護受給者の適用除外等に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

八戸市心身障害者医療費支給条例（昭和50年八戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第３条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第３条第１号ただし書を削り、同条第２号中「であり、又は」を「であるもの（当該心身障害者となった日から継続して心身障害者である者に限る。）又は」に改め、「有する」の次に「者である」を加え、同条に次の１号を加える。

⑶　生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者でないこと。

第３条の２中「前条本文」を「前条」に改める。

第４条第１項中「前条」を「第３条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第97号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

総合保健センター建設基金を廃止するためのものである。

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市基金の設置及び管理に関する条例（昭和38年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第32号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、令和２年７月１日から施行する。

議案第98号

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

印鑑の登録資格における成年被後見人の欠格条項を廃止し、個別審査規定を設けるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例

八戸市印鑑条例（昭和61年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号を次のように改める。

⑵　意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第３条第２項第１号中「旧氏をいう。以下同じ。）」の次に「、旧氏及び名」を加え、「氏名、旧氏」を「氏名、旧氏及び名」に改める。

第12条第２項中「代えて個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する利用者証明用電子証明書（有効なものに限る。）が記録されているものに限る。）」を加える。

第12条の２中「（平成14年法律第153号）」を削る。

第14条第２項を削る。

附　則

この条例は、令和２年７月１日から施行する。

議案第99号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

個人番号の通知カード再交付手数料を廃止するためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第１の５中表の部分を次のように改める。

手数料を徴収する事務	名　称	金　　額
法第２条第７項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	１件につき800円

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第100号

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者である被保険者等に対して傷病手当金を支給するためのものである。

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険条例（昭和34年八戸市条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則に次の６項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

10　給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

11　傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数（当該３月間の給与等の支払の基礎となった日数をいう。）で除した金額（その金額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の１に相当する金額（その金額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

12　傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して１年６月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

13　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けること

ができる給与等の額が、第11項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

14　前項に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

15　前項の規定による支給を行ったときは、当該被保険者を使用する事業所の事業主から当該支給額を徴収する。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の附則第10項から第15項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から同年９月30日以後の規則で定める日までの間に存する場合に適用する。

議案第101号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げ、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限の特例を設けるためのものである。

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第４項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第24条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第２号中「28万円」を「285,000円」に改め、同条第３号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則に次の１項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限の特例）

17　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、第27条第１項の規定による国民健康保険税（令和元年度分及び令和２年度分の国民健康保険税であって、当該国民健康保険税の納期限（特別徴収の場合にあっては、当該特別徴収の対象となる老齢等年金給付の支払日）が、令和２年２月１日から令和３年３月31日までの間に存する国民健康保険税（市長が別に定めるものを除く。）に限る。）の減免を受けようとする者に係る同条第２項の規定の適用については、同項の規定中「納期限」とあるのは「市長が定める日」とする。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の第３条第２項及び第４項並びに第24条の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第102号

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例を定め、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例

八戸市介護保険条例（平成12年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第２条第６項中「令和元年度及び令和２年度の各年度」を「令和２年度」に、「28,350円」を「22,680円」に改め、同条第７項中「令和元年度及び令和２年度の各年度」を「令和２年度」に、「28,350円」を「22,680円」に、「45,360円」を「37,800円」に改め、同条第８項中「令和元年度及び令和２年度の各年度」を「令和２年度」に、「28,350円」を「22,680円」に、「53,865円」を「52,920円」に改める。

第５条の見出しを「（保険料の徴収猶予）」に改め、同条中「３月を超えない限度において、その納期限の延長をする」を「その納付することができないと認められる金額を限度として、１年以内の期間を限って徴収猶予する」に改める。

附則に次の１条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例）

第９条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、第６条第１項の規定による保険料（令和元年度分及び令和２年度分の保険料であって、当該保険料の納期限（特別徴収の場合にあっては、当該特別徴収の対象となる年金の支払日）が、令和２年２月１日から令和３年３月31日までの間に存する保険料（市長が別に定めるものを除く。）に限る。）の減免を受けようとする者に係る同条第２項の規定の適用については、同項の規定中「納期限まで」とあるのは「市長が定める日まで」とする。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の第２条第６項から第８項までの規定は、令和２年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第103号

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額を引き上げるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和31年八戸市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第２号中「8,800円」を「8,900円」に、「月額」を「日額」に改め、同条第３項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断により病気の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第３条の４第５項第２号及び第６項並びに第４条第７項第２号及び第８項中「100分の５」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考第１号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によって病気の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第５条第２項及び別表の規定は、令和２年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき理由が生じた八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき理由が生じた適用日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき理由が生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき理由が生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

３　新条例附則第３条の４第５項第２号及び第６項並びに第４条第７項第２号及び第８項の規定は、新条例第５条第２項第１号に規定する事故発生日（以下「事故発生日」という。）が適用日以後である障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金（以下「前払一時金」

という。）について適用し、事故発生日が適用日前である前払一時金については、なお従前の例による。

4　適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

議案第104号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

公共下水道基本構想検討委員会を設置するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表の１八戸市小児慢性特定疾病審査会の項の次に次のように加える。

八戸市公共下水道基本構想検討委員会	公共下水道基本構想の策定に係る調査及び検討に関すること。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２中「小児慢性特定疾病審査会の委員」を

「小児慢性特定疾病審査会の委員
公共下水道基本構想検討委員会の委員」

に改める。

議案第105号

八戸都市計画事業八戸駅西土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

八戸都市計画事業八戸駅西土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

八戸駅西土地区画整理事業における保留地の処分方法の見直しを行うためのものである。

八戸都市計画事業八戸駅西土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

八戸都市計画事業八戸駅西土地区画整理事業施行規程（平成９年八戸市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第17条第１項中「抽選」を「一般競争入札」に改め、同条第２項中「一般競争入札」を「抽選」に、「処分する」を「同項の処分を行う」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第106号

八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

八戸ハイテクパーク地区計画区域内における建築を制限する建築物から幼保連携型認定こども園を除外するとともに、地区整備計画区域内における一の敷地とみなす場合の建築物の構造に関する制限を緩和し、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年八戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第７条の次に次の１条を加える。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第７条の２　法第86条第１項から第４項まで（これらの規定を法第86条の２第８項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第５条及び第５条の２の規定を適用する。

別表第２(2)の部中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、「学校」の次に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第107号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて

地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　　　眞

理　由

八戸市新型コロナウイルス対策支援金の給付及び新型コロナウイルス検査センターの開設のため、令和２年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第25号

令和２年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

令和２年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第179条第１項の規定により処分する。

令和２年５月26日

八戸市長　　小　　林　　眞

令和２年度八戸市一般会計補正予算　　別冊

議案第108号

（仮称）八戸市総合保健センター建設事業外構工事請負の一部変更契約の締結について

（仮称）八戸市総合保健センター建設事業外構工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

先に請負契約を締結した（仮称）八戸市総合保健センター建設事業外構工事について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「253,000,000円」を「274,374,100円」に変更する。

議案第109号

指定ごみ袋の買入れについて

別紙のとおり指定ごみ袋を買い入れる。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

指定ごみ袋を買い入れるためのものである。

1　品名及び数量

品　　名	数　　量
家庭系可燃物用45リットル	6,344,000枚
家庭系可燃物用30リットル	3,328,000枚
家庭系可燃物用20リットル	1,104,000枚
家庭系不燃物用45リットル	260,000枚
家庭系不燃物用30リットル	256,000枚
家庭系不燃物用20リットル	144,000枚
ボランティア可燃物用45リットル	52,000枚
ボランティア不燃物用30リットル	32,000枚
計	11,520,000枚

2　買入金額　　52,213,964円

議案第110号

公有水面の埋立てに係る意見について

別紙のとおり公有水面を埋め立てることについては、当市として異議がないものとする。

令和２年６月２日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

公有水面埋立法第３条第４項の規定により、青森県が公有水面を埋め立てることについて、当市としては異議がない旨の意見を述べるためのものである。

1　出願者

青森県

2　埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1)　埋立区域

ア　位置　　八戸市豊洲５番地先の公有水面

イ　面積　　336.37平方メートル

(2)　埋立てに関する工事の施行区域

ア　位置　　八戸市豊洲２番２、２番５、２番18、５番、２番２地先の公有水面及び５番地先の公有水面

イ　面積　　13,579.60平方メートル

3　埋立地の用途

道路用地

議案第110号付図

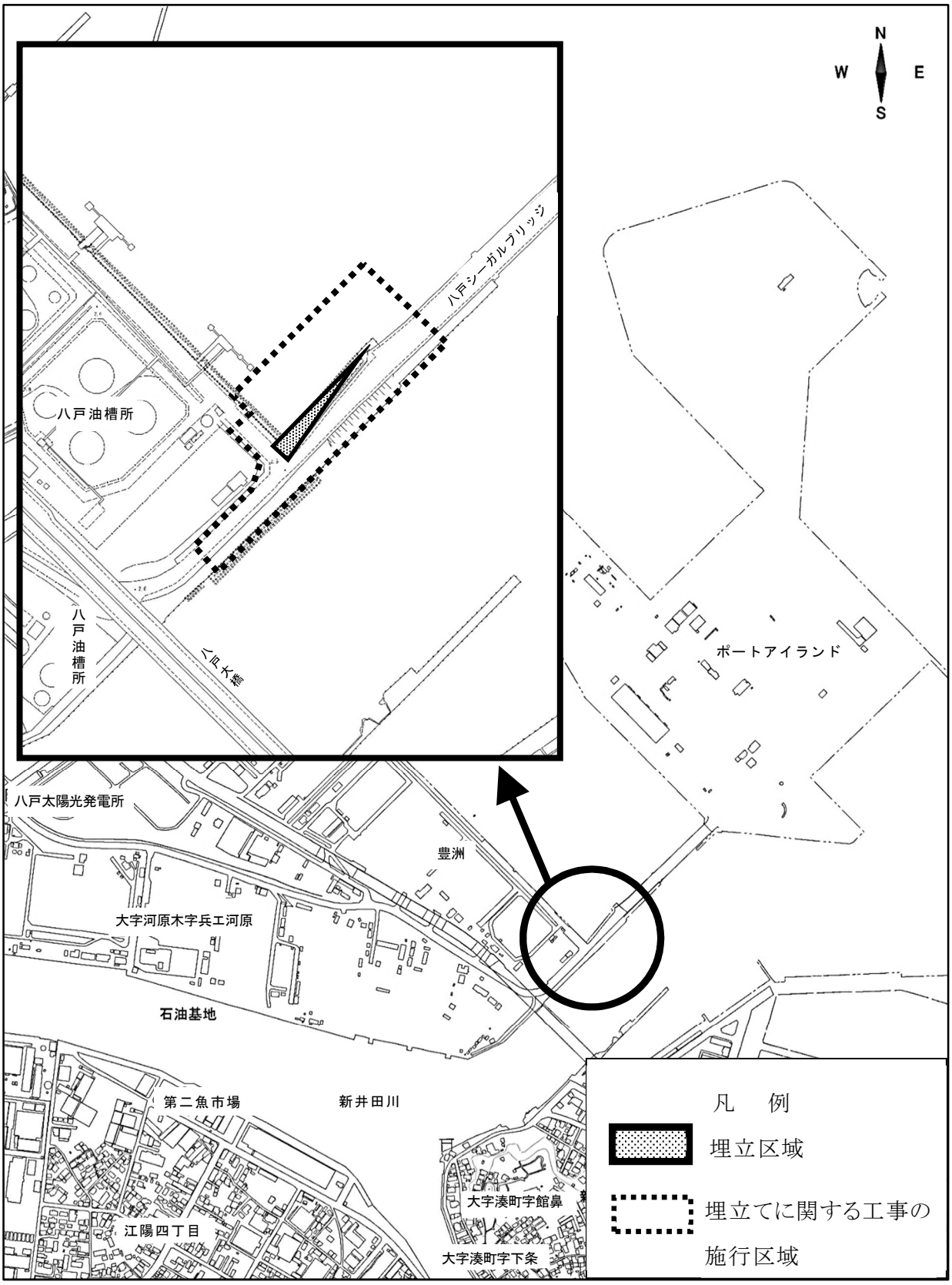
N
W
E
S
八戸シーガルブリッジ
八戸油槽所
八戸油槽所
八戸大橋
ポートアイランド
八戸太陽光発電所
豊洲
大字河原木字兵工河原
石油基地
第二魚市場
新井田川
大字湊町字館鼻
江陽四丁目
大字湊町字下条
凡　例
埋立区域
埋立てに関する工事の施行区域